

会議結果報告書

会議の名称	令和2年度札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会
日時・場所	令和2年11月30日（月）14：00～15：30 札幌市教育文化会館 4階 研修室403
出席委員 8名／8名中	松本 伊智朗（部会長）、大場 信一、加藤 雅央、北川 聡子、 末武 真紀、高橋 司、遠山 博雅、箭原 恭子（敬称略）
傍聴者数	1名

議事	概要
1 第3次札幌市児童相談体制強化プランについて	<p><審議概要> 事務局より以下の資料について説明し、審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次札幌市児童相談体制強化プラン（素案） <p><各委員からの御意見・質疑等> ○第3次札幌市児童相談体制強化プランについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22ページの「権利ノート」の活用の徹底というところで、子どもへのきちんとした説明について、さらに検討を進めるということはとても重要であると思う。 <p>子どもや保護者に説明のうえ、その意思決定に可能な限り参加していただき、お互いが納得していくプロセスを構築していくことが、専門性において一番難しい部分であると思う。</p> <p>専門家や職員同士としてではなく、当事者である子どもを前に、きちんと説明し、色々な情報を聞き取りながら、子どもと協働で実施していくというところが一番難しいところであり、議論の一番の焦点だと思う。</p> <p>そういった視点を持って、専門性や相談について捉え直し、単に子どもの権利に関して説明するだけではなくて、具体的な処遇方針の決定や変更の際は、先述のプロセスを踏むといったところを具現化していくことが、今後の児童家庭福祉の相談体制を考えたときに重要になってくると思う。</p> <p>また、プランでの体制の問題として、子どもの権利擁護に関することとして記載するか、専門性に関することとして記載するのかといったことなど、記載方法についても検討していただきたい。</p> <p>→現在は、研修が先行している状況にある。例えば、技法の一つと</p>

して、児童福祉司や児童心理司がサインズ・オブ・セーフティーに取り組んでおり、それで全てを達成できる訳ではないが、そういった手法を用いたケースについては、保護者や子どもの理解が非常に良いということと、積極的に取り組んでいただけるといった効果があった。そうした手法を身につけた児童福祉司が増えれば、理解や納得を得られた形での処遇に結びつくといった効果も発揮されると思うので、権利に関する説明とセットで記載内容について検討してまいりたい。

- ・子どもの権利や意見を聞くということは、日常的な場面でも重要であると思う。そのときに、権利の主体である子どもが権利を行使できないということについて、アドボケイトという観点から、子どもの代弁者、例えば、施設や里親で調整できなかった場合に、弁護士と一緒に話してもらうなど、何かそういった代弁者的なことがないと、施設や児童相談所に対して意見等を言うことが非常に困難であると思う。アドボケイトでは広義になるが、プランの期間として4年間はあるため、そういった観点も必要である。アドボケイトに関連して、23 ページの(3) 母子保健相談体制の強化について、特定妊婦は10代に多くみられることから、児童福祉の観点も必要であると思う。10代の妊婦が保健師に様々なことを相談するというのは難しい部分があると思うので、札幌だけの問題ではないが、特定妊婦にもアドボケイトという観点が必要ではないかと思う。各体制を強化しても、支援を必要とする方に寄り添い、一緒に付き添って病院や保健師、児童相談所に行くような何かそういった支援がないと、大都市ゆえの課題みたいなところは解消されず、同じような問題が起きてしまうと思う。
- ・23 ページ全体で相談支援体制の強化といった記載になっており、心理相談員の体制の強化というところは理解できるが、子どもや保護者、妊婦に対してどのように支援していくのか、例えば、すぐにでも健診を受診した方がいいのだが受診に来ないといったことから、支援の切れ目ができて様々な事件が起きたりすると思う。そうしたことが起きないように、どういった支援や取組を行うのかといったことを記載することについて検討していただきたい。
- ・アドボケイトをよく使われる言葉で言うと、支援のプロセスで寄り添いや伴走という形で付添い活動をするということだが、これについては、各地でこのような困難を抱えた方の支援のときの課

題となっていて、様々な取組が始まっているところでもあると思う。相談体制の強化ということと、実際に支援を有効に機能するための条件という観点から、どこかに文言として記載しておく、その後の議論につながっていくと思う。様々な場面で求められているところであり、事件が起きたときなどは弁護士が子どもの付添い活動をされるが、事件化にならないような、もう少し早い段階の、日常的に何ができるのかといったことを検討することは、今後の議論も見据え、重要なことであると思う。

→何を目標に、どういった支援を行うのかということがないと、何のために強化するのか分からないというのはご指摘のとおりだと思うので、記載方法等について検討してまいりたい。

アドボケイトについては、どういった取組として行うのか検討が必要であると考えている。例えば、児童相談所に対して何か言いたいときに、アドボケイトの事務局が児童相談所というのは、仕組みとしては十分ではないと思う。寄り添い、意見を聞いてあげる人を誰にすればよいのかという点も含めて、利用しやすい方法や制度について検討してまいりたい。

- ・検討に当たっては、関係機関の連携、支援の体制、支援制度の強化という項目の中で、どういう支援があり得るのか、窓口や体制の強化ということだけではなく、相談を受ける、あるいは、支援が必要な人にきちんとつながっていくような仕組み、例えば、アドボケイトなどを、支援を必要とする人の立場になって、窓口や体制の強化に結びつける支援として整理したうえで、文脈の中に記載するとよいと思う。
- ・専門的相談体制の強化の箇所、児童福祉司等を増やしていくと、それに比例して情報量も多くなり、それを集約するのは課長だと思う。外部から対象の子どもの情報を確認したいといったときに、児童福祉司等に確認するのではなく、課長に確認するとした場合は、課長の業務量はとて多くなるが、情報は集約されることになると思う。その体制は、9ページの図表9では困難であると思うが、誰がどこまで何をどうするのか、例えば、外部の医師が一時保護となった子どもの成育歴等を確認したい際に、いったん課長に集約された情報を、課長から児童心理司や児童福祉司に確認を求めることは適当ではなく、外部確認があった際には「全部を把握して、今対応しています」となっていると安心できると思う。

→一定の経験を経た上で務めるスーパーバイザーを課長職と係長職が担い、基本的には、そこで情報を集約する。個別ケースの検討を含めて調整する場合は、主に係長のスーパーバイザーが担うことになり、課長は全体的な進行管理を主に行うことになる。外部の機関から課長に問合せいただいても、当然に問題はないが、例えば、ケースを検討していくということになれば、担当の児童福祉司や係長のスーパーバイザーが中心になると思う。課長までになると、進行管理を行うケースが膨大な数になるというのは事実であり、スーパーバイザーの中でも経験等によるところがあるため、詳細な内容については、スーパーバイザーである係長のところに一度集約し、担当の児童福祉司の状況も把握するということになると思う。

- 26 ページの、母子保健情報システム、児童相談システム、家庭児童相談システムを連携するという取組は正しいと思うが、そこに一時保護を受けた子どもの情報は入るのか。児童相談システムには入っていると思うが、一時保護に関する情報には支援を行うに当たって必要となる様々な情報が集約されているので、一時保護に関する情報も連携する必要があると思う。

→児童相談システムに一時保護の状況を含めて登録されているという前提で、一時保護の情報についても、システムに連携したいと考えている。ただし、どういった情報を連消させるのかという部分は非常に重要であると思うので、一時保護の情報を含め、その他のシステムとどのように連携させるのかについて、十分に検討してまいりたい。

- 個別のケースの連絡、問合せ等も、システムの連携も、要対協の機能強化に関わることであると思う。

双方向での交換、共有といった観点で、混乱や支障が生じないよう、有機的に情報を活用することを意識して必要な文言の追加を検討いただきたい。

- 何のための体制強化であるのか明確にする必要があり、その一つとしては、機能強化のための体制強化があると思う。

どのような機能を強化させるのかということが、ある程度柱立てできてきて、例えば権利擁護など、強化が必要なところが分かってきたところで、「現在のこの機能をもう少し拡充や発展させるために、こういった体制強化が必要である」といった形で整理して

いくと良いのではないかと思う。

児童相談体制において、児童相談所の位置付けは非常に大きいと思う。児童相談所は、全ての子どもの権利擁護について考えていかなければならず、その中でも、支援を必要とする子どもの最前線の機関、あるいは、ケアを必要とする保護者の最後のとりでであると思うので、表現方法等は別として、体制強化や機能強化の決意のようなものを記載すると、読み手にはより伝わると思う。

- ・ 支援を必要とする方から見たときのアドボケイト又は伴走型での支援の体制強化につながるような有機的な仕組みと、権利擁護に関して、その当事者と協働していくような視点を持って、専門性の組み直しが機能できるような体制強化について、プランの記載内容等を工夫していただきたい。

- ・ 24 ページ(4)のキャリア形成というところについて、「児童相談所と区家庭児童相談室などの相談支援部門との人事異動により職務経験を重ねる」と記載してあるが、他都市の児童相談所の職員と話しをすると、現場の経験があったりする場合も多い。

例えば、札幌市ではケアニーズの高い子どもを直接支援している部所等があると思うが、医療機関や児童心理治療施設といった実際の施設等との人事異動、特に、医療機関などを経験していると、どういった子どもに、どういった診断や症状があって、どういったケアをすればいいのかといったことが、キャリアとしてより蓄積されると思うので、これらも加筆するとよいと思う。

- ・ 29 ページの思春期・若年期の女性の支援というところについて、このことについては、札幌市に限らず、今後、様々なところで重要な論点となってきて、札幌市においても検討を始め、幾つかのステップを踏み始めるということかと思う。最後のパラグラフに、「今後は」ということで、「アウトリーチ型の支援云々と、関係部所や関係機関が連携して支える支援の枠組みの創設に向け、検討を進める」とあり、これ自体は、これまでなかったものをつくっていくということ、とても重要なことであると思う。

- ・ この間の議論で、問題の一つとして挙げたことに、例えば、10代の女性が人工妊娠中絶をした場合は、行政的な支援の枠組みからやむを得ずいったん外れ、また妊娠して特定妊婦となった場合は、支援の枠組みの中に戻ることになる。

担当の保健師からすると、これまでに支援の経過があり、支援の必

要な重大な妊婦で、リスク評価が高いところに位置付けられると認識はしているが、支援の枠からいったん外れざるを得ないということについて、どのように考えるかという課題があったと思う。議論の発端は、様々な支援ニーズを持つ子どもが十分につながっていないところや、つながっていないところを、どのようにつなげていくのかということ、それはそれで重要なことであるが、現につながっている方を継続できなかったということについて、どのように考えるかということだったと思うが、その辺りが現在の文脈からは読み取れないと思う。

市の外部にアウトリーチ型支援の枠組みをつくっていくことと、それとは別に、内部にこういったことをつないでいく機構や体制をどのようにつくっていくのかということは関連しているので、上記の相談支援体制を考えると時には重要な論点になると思う。

例えば、「思春期・若年期の精神保健や母子保健の中で、むしろ地域の精神保健において思春期相談といった形でつなぐ」といった内容で記載すると、体制の強化、支援の拡充や精神保健分野等をどのようにするか、地域保健においてつないでいくような仕組みはあるのかといったことの検討が始まると思う。

- ・ 児童福祉法の中に妊産婦についての定義があり、妊娠中または出産後1年以内の方で、妊娠後中絶した方を含めないとされている。法の定義には当てはまらないところで、人工妊娠中絶をした方を含めて妊産婦をどのように考えていくのか。例えば、妊産婦について、札幌市では人工妊娠中絶をした方も含めることとし、1年間は支援していくとすることも一つの考え方であると思う。

- ・ 10代で人工妊娠中絶をするという経験は、様々な要因や背景があるとは思いますが、大変トラウマチックな経験で、支援ニーズが一番高いところに位置付けられると思う。

支援ニーズ等が一番高くなるタイミングで、支援の枠組みから外れる、もしくは、外れざるを得ないことになる、母子保健でいうと母親という枠から外れることを、どのように考えるのか。

例えば、精神保健上の問題または思春期相談の問題として整理し、そういった観点から集中的にフォローするような枠を、市の内部につくるといった構想を持つべきで、そこには上記の妊産婦の定義付けといった行政的な理屈付けが必要になってくると思う。

過去4回の検証報告を見ると、もちろんそれだけではないが、基

本的に母親は10代で妊娠または出産を経験していて、ほぼ全てのケースがどこかのタイミングで精神保健に関係していることについて、どのように考えているか。

→どういった形でフォローしていくかといことについて、現時点での構想等はないが、現状のままでよいとは考えていない。

いずれにしても、検討は必要であることから、記載方法等を含めて関係部局と協議してまいりたい。

- ・ 出征前診断で陽性だったことから中絶することを選択する場合もあるが、決して簡単な選択ではなく、産むことを選択しても、産まないことを選択しても、どちらも非常に悩み、苦しんで結論を出していて、出産後はもちろん、産まない選択をした場合にもしっかりとケアしていく必要があると思う。

- ・ 参考資料の第二児童相談所の箇所について、これはすでに決まった案ということではなく、現段階においてはこのように考えているといった認識でよいか。

→認識のとおりである。

- ・ 第二児童相談所の記載箇所の一番初めのところに、こういう児童相談所を目指したい、一時保護でもこういうこと大事にしたいという児童相談所の設置理念のようなことを、短くてもいいので、記載すべきである。

そうすることで、それに照らし合わせて、このような建物になっているであるとか、こういったことを大事にするといったこととの関係性や、その大事さを共有していくことにつながると思う。

例えば、部屋の設えについて、一時保護、シェルター、アセスメントといった機能が一番大きい部分であると思うが、子ども側から見たときには代替養育・社会的養育の最初の段階であるから、きちんと安心・安全の環境を整えてつくるのが重要であり、そのために部屋の設えはこうしているといった説明にもつながると思う。

- ・ 31 ページに、「災害等緊急時には、第二児童相談所が現児童相談所のバックアップを行えるような機能を果たせるものとします。」といった記載があるが、具体的にはどういったことか。

→災害時に72時間の壁とよく言われが、第二児童相談所については、72時間は停電をせずに業務が継続できるような施設にしたいと考えている。

現在の児童相談所は、職員は在中しているが、全ての業務を72

時間継続できる状況にはなく、例えば、ブラックアウトが発生した場合は、今の児童相談所では電話回線がかなり制限されるといった状況にある。第二児童相談所については、そういったことがないようにある程度対応していきたいと考えている。

場合によっては、実際に移動できるのかといった条件はあるが、状況に応じて職員が第二児童相談所に移動して、一部業務を代替するといったことを行う必要があると考えている。

仮に、長期間や冬季間に発生した場合は、一時保護している子どもを第二児童相談所に移動させるといったことも対応としてはあり得ると考えており、その程度のバックアップが可能な設えにしたいと考えている。

- ・現在の児童相談所に、上記のようなバックアップ体制を整備する予定はあるか。

→ある程度までは可能だが、設備的な問題を今すぐ解決することは困難である。非常用発電もあり、機能はある程度維持できるが、能力的には、例えば、パソコンを10台、20台稼働させるといったほどではなく、電気はつくといった程度である。

水も出るには出るといった程度で、全く機能しない訳ではないが、かなり制限がある。多少の改善はしてきているが、大規模に業務を継続するという事は困難であり、まずは第二児童相談所の方でバックアップ体制を整えたいと考えている。

- ・プランに記載するかどうかは別として、第二児童相談所が開設すれば、現在の児童相談所には多少の空きスペースが発生すると思うが、それらを活用した機能強化といったことは想定しているか。

→第二相談所が開設した時点で、現在の児童相談所内にある程度のスペースが発生するとは言いきれないところがある。今後、職員を増員していく関係で、開設してもそれほどスペースに余裕は生まれまいだろうというのが現在の見通しである。

既に、建屋外に事務所を借りて対応をしているところで、開設すれば、そういった部所が戻ってくるということは当然にあると思うので、大幅な余裕ができる訳ではないと考えている。

また、平成27年に大規模な改修をしており、新たにまた大きく直すというのは、現状として困難であると考えているが、将来的なガイドラインの適合に向け、検討していくということは必要であると考えている。